

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」(<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>)に掲示し、平成19年2月22日まで縦覧に供する。

平成19年1月12日

香川県知事 真鍋武紀

1 申請のあった年月日

平成18年12月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人瀬戸内国際交流協会

大西直男

観音寺市有明町3番36号

3 定款に記載された目的

この法人は、国際交流活動に関心をもつ人に対して、友好親善の促進と相互理解の増進を図るための事業として、主に中華人民共和国の文化、芸術、スポーツ等に関する教育、催事等を実施し、国際交流の発展に寄与することを目的とする。